

## 技術部報告集発刊に寄せて

技術部長 花岡 裕

この技術部報告集も第5巻目を刊行することになりました。発刊当初に比し質・量とも充実してきたように思います。これも技術職員の皆さん方の日頃の研鑽とこの報告集を皆で育て上げようとの気持ちの結実と考えています。とくに編集委員の並々ならぬご努力には敬服いたしております。

さて、今年度は技術部にとって大きな転機を迎えた年だったと思います。一つは、4月に発足した情報メディアセンターと機器分析センター設置に伴う技術職員の再配置問題です。4月中旬、学科長会議においてそのための検討小委員会が設置され、故泉前学長から両センターへの技術職員の再配置にあたって、実質的に技術部からの派遣方式として検討するか、あるいは各学科に配属されている現在の技術職員数を見直すのかを決め、その上で両センターへ配置されることとなる学科を決定することについて諮問されました。この諮問に基づき、約半年間、延べ12回にわたる審議が重ねられ、10月中旬ようやく答申書が提出されました。答申内容はここでは省略したいと思います。しかしながら、ご承知のように10月7日、泉学長が突然、逝去される事態を迎え、結果的に学科長会議の方針を技術職員の皆様にご説明する機会が2ヶ月ほど遅れてしまいました。もっと早くに事前に説明すべきとの声がありましたら、このような事情であったことをご理解いただきたいとお願いする次第であります。現在（2月初旬）は、配置希望者を募っている段階でありますが、センターへ移籍する人や残る人のみならずこの度の再配置問題は、全学的に技術部とは何かを考えさせる大きな転機になったと考えます。

二つ目は、教室系技術職員の待遇改善に関わる問題として、職制の導入が具現化したことであります。この問題は、かねてから国大協を始め各関係団体から技術職員の専門行政職適用への要望書が文部省へ提出されていた訳であります。人事院から他の例えは航空管制官や看護婦のように業務内容が一律でないとの理由により実現していなかった懸案課題でした。しかしながら昨年の8月、文部省内の技術職員待遇改善検討会の答申を受け、次善の策として現在の行政職（一）適用の枠内で職制を導入することにより、改善を実質的に進めようとする対策で、一步前進が見られた訳です。

11月に国立大学長および国立高専校長あてに技術専門官および技術専門職員の職制を置くことができるとする文部大臣の訓令が制定されました。これを受け、本学には技術専門官2名、技術専門職員13名の定数割り当てが示達されところであります。それぞれの職制規定や選考基準については、学内規定および学長裁量として決められることになりますが、4月発令に向けて急ぎ作業を進めねばならない状況にあります。これらの選考に当たり例示されている選考基準の参考例は、一見すると極めてハイレベルな条件になっておりますが、本学の実情に合わせ可能な限り柔軟に解釈すればとくに問題はないように思われます。また実績が出来れば、さらなる枠拡大も可能と考えられます。いずれにせよ、技官とは本来、例示のようなプロ集団であるべきであるし、専門集団としての技術職員の社会的な評価が認められた基準と判断されます。このような意味からも、各々の立場で、各自職務に精励され、なお一層の研鑽をつまれることを期待したいと思います。また、これを機会に教官側にも技術職員の置かれている教育研究支援者としての立場や状況をご理解いただき、業務の依頼や指導にあたられるようお願いしたいと考えています。